ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリについて

根拠規定	省令第5条第2号 省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係)			省令第8条第2号	省令第8条第4号
目的	特定飼養等施設の基準の	(第1号)	(第2号)	識別措置	取扱方法
	細目	許可の有効期間	飼養等数量の増減の届出等		
			・届出が必要になる事由と提出期限		
指定の際現に飼	特定飼養等施設が、次に掲	3年間(その期間が終了	・ 譲り渡し又は引き渡しその他の事由により飼養等する個	・ 個体の飼養等を開始した日から30日以内に、当該	・ 特定飼養等施設の外では飼養
養等している個体	げる施設基準のいずれか	するまでに更新のため	体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日か	個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたこと	等してはならない。ただし、特定
を愛がん又は鑑	に該当していること。	の許可の申請がなされ	ら30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲	を示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影し	飼養等施設の清掃、修繕等のた
賞のために飼養	3 移動式の施設基準	た場合において、その期	げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。	た写真を届出書に添付して提出すること。	め、同じ敷地内に位置する他の
等する場合	4 水槽の施設基準	間を経過したときは、そ			特定飼養等施設への移動のた
		の申請に対し、許可をす			め、又は他の場所への移動に用
		るかどうかの処分のある			いる特定飼養等施設への収容
		日まで)			のため、一時的に特定外来生物
					を特定飼養等施設の外で飼養
					等することとなる場合であって、
					その間、十分な強度を有する水
					槽に入れること等適切な逸出防
					止措置を講じ、速やかに特定飼
					養等施設に収容すること。
					・施設内の水交換等にあたって
					は、特定外来生物の器官の一部
					が逸出することのないよう、濾過
					した上で排水を行うこと。
					・ 枯損した個体又は飼養等をしな
					いこととした個体については、焼
					却処分すること。

ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリについて

根拠規定	省令第5条第2号	省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係)		省令第8条第2号	省令第8条第4号
目的	特定飼養等施設の基準の	(第1号)	(第2号)	識別措置	取扱方法
	細目	許可の有効期間	飼養等数量の増減の届出等		
			・届出が必要になる事由と提出期限		
学術研究、展示、	特定飼養等施設が、次に掲	3年間(その期間が終了	・ 輸入、譲り受け、引き受け若しくは採取により飼養等する	・ 個体の飼養等を開始した日から30日以内に、当該	・ 特定飼養等施設の外では飼養
教育、生業の維	げる施設基準のいずれか	するまでに更新のため	個体の数量が増加した場合、又は譲り渡し若しくは引き	個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたこと	等してはならない。ただし、特定
持、その他上記以	に該当していること。	の許可の申請がなされ	渡しその他の事由により飼養等する個体の数量が減少	を示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影し	飼養等施設の清掃、修繕等のた
外の目的	3 移動式の施設基準	た場合において、その期	した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施	た写真を届出書に添付して提出して提出すること。	め、同じ敷地内に位置する他の
	4 水槽の施設基準	間を経過したときは、そ	行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載し		特定飼養等施設への移動のた
	5 人工池沼等の施設基準	の申請に対し、許可をす	た届出を主務大臣に提出すること。		め、又は他の場所への移動に用
		るかどうかの処分のある			いる特定飼養等施設への収容
		日まで)			のため、一時的に特定外来生物
					を特定飼養等施設の外で飼養
					等することとなる場合であって、
					その間、十分な強度を有する水
					槽に入れること等適切な逸出防
					止措置を講じ、速やかに特定飼
					養等施設に収容すること。
					・ 施設内の水交換等にあたって
					は、特定外来生物の器官の一部
					が逸出することのないよう、濾過
					した上で排水を行うこと。
					・ 枯損した個体又は飼養等をしな
					いこととした個体については、焼
					却処分すること。

ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリについて 特定飼養等施設の基準の細目

3 移動式の施設

振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。

個体の出し入れに用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

開口部のふた、戸等については、特定外来生物の体のふれない部分に、施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りではない。

空気孔又は排水孔を設ける場合は、その孔が個体(器官を含む。)逸出できない大きさ又は構造であること。

運搬に係る特定飼養等施設は、十分な強度を有する箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。

4 水槽又はこれに類する施設

当該施設が土地等に固定されていること。ただし、野外から隔離可能な室内に常置する場合にあっては、この限りではない。

振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。

空気孔又は排水孔を設ける場合は、その孔が個体(器官を含む。)逸出できない大きさ又は構造であること。

当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。

5 人工池沼等(公園の人工池等)

外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に逸出防止措置が講じられている場合はこの限りではない。

洪水時においても、当該施設内の生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。